

令和 8 年 7 月 8 日 招集

第 2 回 大子町 議会 臨時会 付議 予定 事件

付 議 予 定 事 件

1	大子町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて……………	1 P
2	観光交流施設建築工事変更請負契約の締結について……………	3 P
3	(仮称) まちなか防災スクウェア整備工事(1工区) 変更請負契約の締結について……………	5 P
4	避難所用資機材の取得について……………	7 P
5	令和8年度大子町一般会計補正予算(第2号)……………	8 P
6	令和8年度大子町水道事業会計補正予算(第2号)……………	9 P

○大子町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求 めることについて

【改正の理由】

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、これに準拠して、多機能端末機を使用した印鑑登録証明書の交付申請について改めるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年6月11日に専決処分をしたので、町議会の承認を求めるものです。

【改正の概要】

1 印鑑登録証明書の交付申請の見直し（第12条第3項関係）

多機能端末機での印鑑証明書交付申請に際して、個人番号カードに加え、特定在留カード及び特定特別永住者証明書での利用を可能とするもの。

【施行期日】

令和8年6月14日

（新旧対照条文参照）

太子町印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○太子町印鑑条例 (昭和63年太子町条例第5号)

改 正 案	現 行
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する <u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成3年法律第71号) 第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書 (これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u> 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) 又は移動端末設備 (電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)</u> を利用し、多機能端末機 (町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。) に暗証番号 (公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。) を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する <u>個人番号カード (</u> <hr/> <p style="text-align: right;">電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。) 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) 又は移動端末設備 (電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)</u> を利用し、多機能端末機 (町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。) に暗証番号 (公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。) を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> </p>

○観光交流施設建築工事変更請負契約の締結について

令和7年6月12日に町議会の議決を経て締結した観光交流施設建築工事請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年大子町条例第10号)第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的 観光交流施設建築工事
- 2 工事の場所 大子町大字大子地内
- 3 工事概要 茨城県による防災道の駅整備及び町による(仮称)まちなか防災スクウェア整備に合わせて計画している防災対応型観光交流施設(敷地面積3,947.95㎡)の建築工事。
- 4 変更の内容 請負金額の変更
変更前 1,341,450,000円
変更後 1,365,540,000円
(24,090,000円増額)
- 5 仮契約締結日 令和8年6月26日
- 6 財源の内訳 国庫支出金 681,874,000円
(予定額) ※国庫補助金:地域未来交付金(地域未来推進型)、
都市構造再編集中支援事業費補助金
地方債 343,540,000円
森林環境譲与税基金 1,998,000円
一般財源 338,128,000円
- 7 契約の相手方 茨城県日立市城南町1丁目11番31号
鈴縫工業株式会社
代表取締役 鈴木 達二

- 8 変更の理由
- (1) 同一敷地内における工事集中に伴う仮設通路整備及び切替え作業の追加。
 - (2) テナントとの協議による内外装工事・鉄骨工事・設備工事等の変更。

○（仮称）まちなか防災スクウェア整備工事（1工区）変更請負契約の締結について

令和7年6月12日に町議会の議決を経て締結した（仮称）まちなか防災スクウェア整備工事（1工区）請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大子町条例第10号）第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的 （仮称）まちなか防災スクウェア整備工事（1工区）
- 2 工事の場所 大子町大字大子地内
- 3 工事概要 （仮称）まちなか防災スクウェア整備
建築工事（開閉式屋根付きイベント広場、管理・控室棟、トイレ棟）、
機械設備工事、電気設備工事
- 4 変更の内容 請負金額の変更
変更前 936,980,000円
変更後 1,034,220,000円
(97,240,000円増額)
- 5 仮契約締結日 令和8年6月26日
- 6 財源の内訳 国庫支出金 517,110,000円
(予定額) ※国庫補助金：都市構造再編集集中支援事業費補助金
地方債 517,100,000円
一般財源 10,000円
- 7 契約の相手方 茨城県水戸市備前町6番43号
株式会社 田村工務店
代表取締役 田村 貴也

- 8 変更の理由 (1) 建築確認申請指摘事項への対応に伴う変更。
- (2) 同一敷地内における工事集中に伴う外構工事の施工方法の変更。

○避難所用資機材の取得について

基幹避難所 12 箇所で使用する避難所用資機材簡易トイレ・ベッド等の取得について、令和 8 年 6 月 4 日に指名競争入札を実施した結果、落札者が決定し、仮契約を締結したので、この契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大子町条例第 10 号）第 3 条の規定により、町議会の議決を求めるものです。

- 1 取得する財産 避難所用資機材 一式

- 2 契約の方法 指名競争入札

- 3 契約の金額 23,100,000 円（消費税を含む。）

- 4 財源の内訳 国庫支出金 11,550,000 円
（予定額） ※国庫補助金：地域未来交付金（地域防災緊急整備型）
一般財源 11,550,000 円

- 5 契約の相手方 茨城県久慈郡大子町大字大子 679 番地
有限会社やまぶんオフィスパートナー
代表取締役 山田 尚志

○令和8年度大子町一般会計補正予算（第2号）

【主な歳出】

(歳入歳出予算の補正)

(単位：千円)

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 水道事業会計補助金 (水道基本料金減免分)	25,337	11,500 (重点支援)				13,837	【重点支援地方交付金関連】 物価高騰対策支援として、国の交付金に町の財源を上乗せし、水道基本料金2か月分(8、9月徴収分)を減免するもの。 ○対象件数 6,996件(R8年5月時点) ○減免額 一般用 1,600円×1.1×2か月=3,520円 その他(大口等) 4,400円~31,900円
現計額	0	0				0	
補正額	25,337	11,500				13,837	
補正後	25,337	11,500				13,837	
2 クマ撃退ポール購入費	1,244					1,244	昨年度の全国クマ被害件数が過去最多となる中、護身用のポールを学校等に配置し、町民等の安全確保を図るもの。 ○ポール形状 L=170cm、530g、アルミ合金製(刃先付) ○ポール @16,800×74本=1,244千円 ○配置予定場所 学校、観光施設、コミセン、消防団、スクールバス等
現計額	0					0	
補正額	1,244					1,244	
補正後	1,244					1,244	
3 生瀬小学校漏水調査業務委託料	396					396	生瀬小で漏水の疑いがあることから、その原因を特定するための詳細な調査を行うもの。 ○配管確認 39千円 音聴調査(おおまかな漏水ルートの確認) 55千円 気密試験(漏水の有無の確認) 33千円 ヘリウム透過式調査(漏水箇所の特特定) 132千円 その他(諸経費等) 137千円
現計額	0					0	
補正額	396					396	
補正後	396					396	
補正予算額	26,977	11,500	0	0	0	15,477	
補正前の予算額	12,412,252	1,671,167	591,164	1,194,500	875,046	8,080,375	
補正後の予算総額	12,439,229	1,682,667	591,164	1,194,500	875,046	8,095,852	

○令和8年度大子町水道事業会計補正予算（第2号）

【主な歳出】

(収入支出予算の補正)

(単位：千円)

支 出		収 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他		
					(一般会計)	(料金収入等)	
収益的支出							
1 水道基本料金減免	700				25,337	△ 24,637	【重点支援地方交付金関連】 物価高騰対策支援として、国の交付金に町の財源を上乗せし、水道基本料金2か月分(8、9月徴収分)を減免するもの。 ○対象件数 6,996件(R8年5月時点) ○減免額 一般用 1,600円×1.1×2か月=3,520円 その他(大口等) 4,400円~31,900円
委託料	700						
一般会計補助金(歳入)					25,337		
水道料金(歳入)						△ 24,637	
現計額	0					0	
補正額	700				25,337	△ 24,637	
補正後	700				25,337	△ 24,637	
補正予算額	700	0	0	0	25,337	△ 24,637	
補正前の予算額	544,077	0	0	0	12,664	531,413	
補正後の予算総額	544,777	0	0	0	38,001	506,776	